

2008年8月14日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年7月29日付けで諮問（第336号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会

に応じなければならない拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について警視庁板橋警察署・捜査二課共同捜査本部に問い合わせを行った。

(ア) 平成20年6月23日付けの照会（以下「照会1」という。）

「捜査の内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の金融機関を対象とした詐欺事件で、金融機関から融資を受ける際の本人確認に照会対象者の住民基本台帳カードが使用されていた。その住民基本台帳カードの真贋及びいつ、誰がどのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。また、その時の本人確認は何をもって行ったのかを確認する必要があるため、照会対象者の住民基本台帳カード発行にかかる申請書及びそれに付随するその他関係書類一式の写しが必要である。また、その他関係書類一式とは代理人による申請や受領の際の委任状及び回答書である」とのことであった。

(イ) 平成20年7月14日付けの照会（以下「照会2」という。）

「捜査の内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の金融機関を対象とした詐欺事件で金融機関から融資を受ける際の本人確認に照会対象者の国民健康保険被保険者証が使用されていた。この被保険者証の真偽等については照会済みであるが、この被保険者証を行使したものと今回の照会対象者が同一人物であるか確認するため、住民基本台帳カードの発行申請及び発行事実の有無を確認する必要がある。また、発行の事実があれば、いつ、誰がどのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。また、その時の本人確認は何を持って行ったのかを確認する必要があるため、住民基本台帳カード発行にかかる申請書及びそれに付随するその他関係書類一式の写しが必要である。また、その他関係書類一式とは代理人による申請や受領の際の委任状及び回答書である」とのことであった。

したがって、本件照会は、いずれも捜査関係事項照会書のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

(ア) 照会1

今回の照会の目的は捜査上「住民基本台帳カードの真贋、いつ、誰が、どのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、この目的外の提供に係る個人情報とは住民基本台帳カード交付・再交付申請書及びそれに付随する関係書類によってしか得られな

いものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、本照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(イ) 照会 2

今回の照会の目的は、捜査上、国民健康保険被保険者証を行使した者と今回の照会対象者が同一人物であるかを確認するため「申請の有無、ある場合は、いつ、誰が、どのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、この目的外の提供に係る個人情報は住民基本台帳カード交付・再交付申請書及びそれに付随する関係書類によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、本照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外提供する個人情報

今回の目的外提供する個人情報はつぎのとおりである。

(ア) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写し

- a 申請者の住所、電話番号、氏名、フリガナ、生年月日、性別、申請事由、希望するカード様式、顔写真、印（照会 2 のみ）
 - b 窓口に来た人の本人確認方法
 - c 住民基本台帳カードを受領した者の氏名
 - d 申請した年月日及び交付年月日
- なお、以下の事項についての記載はない。
- e 印鑑（照会 2 の申請者印を除く）
 - f 住民票コード
 - g 手続きに来た人が代理人の場合の住所、氏名、印鑑、本人との関係
 - h カード回収の有無

(イ) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写しに付随するその他関係書類

回答書（文書照会による本人確認方法。本人宛に照会書を送付し，回答書と健康保険被保険者証等を持参することで本人確認を行う）

申請者の住所，氏名，回答書を記載した年月日，回答書を持参した年月日（照会1のみ），印。

(ウ) 発行事実の有無

(エ) 申請事実の有無（照会2のみ）

エ 目的外提供の相手方

警視庁板橋警察署長 司法警察員警視正 細谷 光廣

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に参与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることをそれぞれの照会について捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(3) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 捜査関係事項照会書（写し）

ウ 住民基本台帳カード交付・再交付申請書

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 照会1について

今回の照会の目的は捜査上「住民基本台帳カードの真贋，いつ，誰が，どのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い，誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり，この目的外の提供に係る個人情報は住民基本台帳カード交付・再交付申請書及びそれに付随する関係書類によってしか得られないものである。

また，本件の照会が，公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり，その権利付与の規定に基づき，正当な権限を有するものによって行われたものであるから，本照会そのものの正当性及び公益

性は、認められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 照会2について

今回の照会の目的は、捜査上、国民健康保険被保険者証を行使した者と今回の照会対象者が同一人物であることを確認するため「申請の有無、ある場合は、いつ、誰が、どのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、この目的外の提供に係る個人情報は住民基本台帳カード交付・再交付申請書及びそれに付随する関係書類によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、本照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものである。実施機関では、それぞれの照会について、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上